

別紙 2

ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる道路

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる道路は、下記の緊急輸送道路及び通学路とする。

道路の種類	岐阜県による指定	美濃加茂市による指定
緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none">・岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路。・優先的に通行を確保すべき道路として位置づけ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第2号に基づき指定する道路。（岐阜県耐震改修促進計画 別表2）	美濃加茂市地域防災計画にて指定する第1次から第3次までの緊急輸送道路
通学路		美濃加茂市内の各小中学校で指定され、美濃加茂市教育委員会で管理する市内全域の指定通学路